

## 第85号議案

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年12月3日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

別紙のとおり

### 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案する。



児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳 幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第20号）  
の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) (略)

2 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。